

平成28年白川町議会第1回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 平成28年3月11日（金）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議第1号 平成28年度白川町一般会計予算

議第2号 平成28年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第3号 平成28年度白川町簡易水道特別会計予算

議第4号 平成28年度白川町地域振興券交付事業特別会計
予算

議第5号 平成28年度白川町介護保険特別会計予算

議第6号 平成28年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

3. 出席議員 1番 加藤邦之君、 2番 藤井宏之君、 3番 服部圭子君、
4番 今井昌平君、 5番 渡邊昌俊君、 6番 鈴木正次郎君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 嶋田有康君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	瀬瀬政昭君、	総務課長	今井智也君、
企画課長	佐伯正貴君、	町民課長	安江寿一君、
保健福祉課長	高木昇君、	農林課長	伊佐治優君、
建設環境課長	今井俊君、	教育課長	嶋崎恒典君、
会計管理者	安江文郎君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	田口栞君
書記	今井由美君		

7. 会議の経過

（議長 9番 嶋田有康君）

○ 議長 皆さん、おはようございます。今年も暖冬のせいでしょうか、雪の降る日が少なく、早数日前からタイヤ交換をされてみえる方も見うけられました。今日は春の日差しが強く感じられまして、出掛けの時に鶯の初鳴きを聞いてきました。また、今日は東日本大震災、今日で5年の日を迎えることとなりますけれども、少しづつではありますが復興に向けて動いているようであります。私たちが決して忘れてはならない、心に刻んでおかなければならないと、そういうふうにして

おるところでございます。一日も早い復興を願っております。

直ちに、白川町議会第1回定例会3日目を開会いたします。

なお、本日の会議中、一般質問について、CCNetの中継及び広報担当職員による写真撮影を許可しております。

○ 議 長 ただいまの出席議員は全員であります。よって、会議は成立しました。

○ 議 長 ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議 長 会議録署名者は、白川町議会規則第119条の規定により議長において、1番加藤邦之君、2番 藤井宏之君を指名します。

◇日程第2 一般質問

○ 議 長 日程第2「一般質問」を行います。

今回の定例会には3名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、申し合わせにより一問一答方式で行います。質問回数は、1つの件名ごとに3回までとしますが、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。また、再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問、答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

○ 議 長 一般質問を始めます。

2番 藤井宏之君。

(2番 藤井宏之君)

○ 2 番 ただ今議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問する前に、先ほど議長からもご挨拶がありましたように、本日11日は東北の震災から5年目を迎えました。今朝の新聞を見ていますと、まだ死者が15,894人、そして行方不明者がなんと2,561人おられるということ、そして最も感じたことは、いまだに57,677人の方が仮設住宅に住んでおられるということで、まだ復興も道半ばということで、そういうふう聞いておりますし、一日でも早く元の生活に戻れることをお祈りしたいと思います。

それでは質問に入ります。まず質問の1つ目としまして、提案 町民の思い・伝えたいことを葉書にということで質問させていただきます。

先般、白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を説明する場として、行政懇談会が各地区で行われました。広報2月号で懇談会の案内、また広報無線でもお知らせがありましたが、私の地元では限られた方々の参加が目立ち、一般住民の方々の参加は多くありませんでした。私も議員として参加に対する呼びかけをする努力をしなかった点を反省しているところでもあります。白川町まち・ひと・

しごと創生総合戦略の説明会が、行政からの特定の方に対する案内文と、広報しらかわ2月号のお知らせだけではこのような結果になるのかと思いました。

一方、議会では町民と語り合う議会地域懇談会が昨年と一昨年開かれました。これは白川町議会が時間をかけて計画したものを、改革、活性化の一つとして新たに考え行ったものですが、テーマを決め、皆さんの声を聞かせてくださいと案内をしたところ、どこの会場も多くの参加者でいっぱいであり、ワールドカフェ形式で行ったため、活発な話し合いが行われ、私にも住民の皆様の思い、意見、気持ちがよく伝わってきました。

しかしどのような会合でも言えると思いますが、その場所へ来られる方は意見、思いを伝えたとしても、都合等で行けなかった方などは、そのチャンスを失ってしまうと思います。私は普段でもそうした意見を言いたい、伝えたいなどと思っておられる町民の方々はおられると思います。そのような方々のためにも、どなたでも白川町役場宛てに葉書を出せるよう、毎月発行される広報しらかわにとじ込み葉書をつけて、町民の方々からのいろいろなご意見、思い、伝えたい事などをお聞かせくださいとしたらと提案します。

内容によっては議会に対することもあろうかと思いますが、受け取った側として必ず町長が目を通してから返事を出してほしいと思います。但し出される側は当然返事が届くため、住所、氏名を書かなくてはなりませんし、誹謗中傷、匿名は受け付けないこととすることです。切手を貼る貼らないは検討していただければと思います。行政として、そのようなお考えはないでしょうか。そして過去に類似したような事例がありましたら紹介をしていただき、その時の効果等がどのようなであったかお聞かせいただきたいと思います。

○ 議 長 答弁を求めます。

企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君)

○ 企画課長 それでは、藤井議員さんからの一般質問の答弁を致します。

2月12日から町内5地区で開催いたしました町政懇談会では、180人の方に参加いただき、主として「白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について説明を申し上げ、ご質問、ご意見をいただきました。ご指摘のとおり、参加者数は各地区でばらつきがあり、多い地区では60名、少ない地区では十数名という状況でした。自治協議会長さん、自治会長さんには個別にご案内をいたしました。町から人数割り当ては行いませんでしたので、自主的に自治会ごとの参加者数を確保いただいた地区については、参加者が多くなりました。周知の方法は、広報と直前の音声告知放送だけであったので、懇談会の開催自体を知らない方もあったかと思えます。参加された方のご意見の中には、フェイスブックなどを使

ってもっと周知して欲しかったとの意見もいただいております、周知不足の点があったことについては反省いたしております。

質問でございます、過去における町民の方々からの意見聴取の取組みでございますが、かつて役場の窓口に目安箱というものが設置されていた記憶がございます。しかしながら、その活用はあまりされることがなく、いつの頃からか消滅してしまっております。また、町政モニターとして「さわやかご意見番」という制度が平成18年にスタートしております。この制度は、自治会からの推薦や各種団体の代表者の方などをモニターとして委嘱し、それぞれの活動情報や、ご意見を伺っていたことがございました。寄せられた内容については、広報で紹介もしておりましたので、ご記憶があるかもしれません。しかしながら、この制度も意見を出されるのが限られた方だけになってしまい、うまく機能しなかったように思います。

広聴事業は、行政側が町民の方からの意見を聞くために行うもの、例えば様々な計画を策定する際の意見収集であるとか、新たな事業に対するパブリックコメントなどがこれにあたりますが、これとは逆に、町民の方から生活面や日頃町などが行う事業に対する個人的なご意見、ご提案をいただくものがあります。広聴事業の方法も、皆さんに集まっていただく場を設け、説明や意見交換を行なう集団広聴と、陳情、要望や個人的な意見をいただく個別広聴がございます。集団広聴では、今回開催いたしました町政懇談会のように、開催会場まで来ていただく必要があり、特に夜間の開催になりますと参加できない方もあろうかと思えます。そういった場の提供という点で、今回の町政懇談会でも、自治協議会長さん、自治会長さんにはお願いしておりますが、制度などの説明が聞きたいとか、また意見交換を行なう場として要望がございますれば、小さな単位での出前講座を行う用意をしております。自治会単位や団体での開催も可能ですので、ぜひご利用いただければと思っております。

個別広聴の意見提案や質問につきましては、町のホームページをご覧いただける方には、メールによる送信ができるようになっております。また、郵便、ファックスによる提出も可能です。お寄せいただきましたご意見等につきましては、差出人の方の所在が明確なものについて担当部署からの回答をさせていただき、対処が必要なものについては早急に対応をしております。

さて、ご提案のありました、広報への「とじ込みハガキ」でございますが、他市町村におきましても、「市民の声」というような形で、同様の制度を行っているところがあり、専用の郵便封筒を各施設に設置している団体もあるようです。インターネットを使われない方や、大勢の前では話しづらいといった方などから意見をいただくためのひとつの方法ではあると思えます。とじ込みのハガキです

と、書いたことが見られるようで嫌だと感じられる方もあると思いますので、貼り合わせて封書型になるようなものがよいかと思っております。また、郵便代を負担いただきますと、今でも受け付けております手紙によるものと変わりありませんので、郵便料金も着払いとなるような方法がよいと考えます。少しイメージとしまして、こんな物を持ってまいりましたが、一応広報のとじ込みとしてこういった物を1枚とじ込みをさせていただきます。この中に書いていただいて、貼り付けるとこのような封筒になるということで、こういった形でお出しをいただければと思っております。それから先ほども東北大震災のお話でしたが、かつて「いいだてっこ」の募金をお願いした際にも、こういった形でい飯館の子ども達へのメッセージと共に、これを封筒にして募金をお願いしたということもございました。

毎号用紙を掲載するということにつきましては、誌面の都合もございまして難しいと思われましても、用紙を挟み込みするとか、用紙は便箋でもかまいませんので送付用の専用封筒を作成し配布するなどの方法によりまして、試行的に行うことはできないのか、今後検討したいと思っております。以上で、藤井議員さんの一般質問に対する回答とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

はい、2番。

○ 2番 ありがとうございます。早速そういった今見本を見せていただけるような形にさせていただいて、何とかそれを早速実現していただきたいことをまずお願いしたいと思います。

今、課長さんから説明ありました中で、例えば個別でメールだとかF a xだとかという方法を言っていただきましたが、大体年間に何件くらい来ているのか分かたら教えていただきたいと思えます。

○ 議長 はい、企画課長。

○ 企画課長 メールの方は総務課の方で対応しておりますが、件数は把握しておりませんが、それぞれの所管の方で頂いております。私どもの方に来ておりますのは年間3件くらいは来ておりますが、中には本当に誰かという所在の分からないものもございしますので、そういったものには返答はしておりませんが、それぞれの内容におきます回答については、それぞれに行っておりますし、本来ですと、今回のこの意見をお聞きすることになりますと、その方だけにではなく、こういった意見がありました、こういった形で対応しましたという回答を全体にする必要もあると思えますので、そういった内容についてはホームページの方で、ご意見に対する対応の状況ということで、お示しをしたいと思います。ちょっと前段の件数の方は把握しておりませんが、そんなに沢山は来ておりま

せんが、年間にしますとどうでしょうか、十数件とかそのくらいの程度になっているかなと思います。

○ 議 長 再々質問ありますか。

はい。

○ 2 番 質問はしません。くどいようですけれども、先ほどサンプルで見せていただいた、そういったとじ込み封筒のような形に是非お願いしたいと思いますし、皆さんのいろんな思いをとにかく吸い上げていただきたいというふうな思いであります。それでは1つ目の質問を終わります。2つ目の質問にいきます。

2問目の質問事項としまして、これも提案ですが、町民憲章・町民の歌について質問させていただきます。

昭和51年、ちょうど今から40年前ですけれども、昭和51年に白川町の町民憲章が制定されまして、同時に町民の歌ができました。ちょっとその憲章の文面を言います。

わたくしたちは、自然も心も美しい白川町民であることに大きな誇りを持ち、未来に続くみんなのしあわせを願って、この憲章を定めます。

1、天地の恵みに感謝し、土を愛し緑を育て きれいな水を守ります。

1、心のふれあいを大切にし、笑顔で助け合い 励まし合って進みます。

1、常に学ぶことを忘れず、教養を深め ふるさとの文化を高めます。

1、働くよろこびに生き、仕事と生産に励み 暮らしを豊かにします。

1、きまりを守り、心身をきたえ 健康で明るいまちをつくります。

昭和51年といいますと、鹿児島県で日本初の五つ子が誕生し、歌ではピンクレディがペッパー警部でデビューした年でもあります。政治の世界ではロッキード事件が発覚して、日本の田中角栄前総理が逮捕され、内閣も三木内閣から福田内閣に代わるという波乱含みの年でありました。

当時の白川町の人口は13,000人と多く、オイルショックの後とはいえ、活気あふれる白川町であったと懐かしく思っております。そうした時代にできた町民憲章、町民の歌は冒頭にも述べたように、白川町民であることに大きな誇りを持ち、未来に続くみんなの幸せを願って作られたもので、実に40年後の今でもぴったし当てはまる言葉だと思っております。町民憲章は毎月の広報しらかわに載せてあり、町民の歌のメロディは毎朝7時の防災無線からのスピーカーから流れております。また、役場へ電話をかけ、待っている時には受話器からそのメロディが流れてきます。一昨年からは町内小学生3、4年生が白川町小学校音楽会で全員が歌ってくれていますし、蘇原小学校では週3回ほど、2時間目と3時間目の間の15分間、校内放送で町民の歌の歌詞が流れており、子ども達も知らず知らずのうちに口ずさんでいるとのことをお聞きしました。これは瀬瀬教育長が

各学校長へお願いをしていただいた成果であります。こうした白川町ならではの取り組みに嬉しくなると共に、同時に私は心を温かくしております。

昨年実施されました白川町まち、ひと、しごと創生人口ビジョン意識調査で、中学生の9割、高校生の8割強が白川町を誇りに思っており、町への愛着が強くなっています。また、将来的に住み続けたいと回答したのが、中学生が7割、高校生が6割と、居住の希望も高くなっているという結果がでております。人口減少が叫ばれる中、町民憲章にもありますように、自然も心も美しい白川町民であることに大きな誇りを持ち続けてもらうためにも、小学生のように小さいうちから町民の歌を口ずさむような環境を是非実現していただきたいと思っております。例えば意味が解らなくても、歌っているうちに理解してくると思っております。

今年には町民憲章が制定されて40周年、また白川町合併60周年の年でもあります。白川町合併60周年を機会に、町民憲章をさらに浸透させていただくことを考えていただき、町民の歌についても子供も大人も口ずさめるようにしていただきたいと思っております。

一例の案として、10月に予定されている60周年記念行事に、合唱団を募集して全員参加で歌えるよう取り組んで頂けたらと思っておりますし、口ずさめるためにも防災無線からのメロディを歌詞付きにできないものかとも思っております。町長が常々言っておられるみんなでやろまいかを60周年記念行事の一つとしていただければと思っておりますが、そのようなお考えはございませんでしょうか。以上、質問とします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

総務課長。

(総務課長 今井智也君)

○ 総務課長 それでは、2番 藤井議員さんの2つ目のご質問のついて答弁させていただきます。

町民憲章、町民の歌については、合併20周年を機に昭和51年9月に制定され、制定からも直ぐ40年が経とうとしています。先程、朗読いただきました「町民憲章」にしても、「町民の歌」の歌詞にしても現在の白川町にもふさわしい内容であると思っております。

町民憲章については、昨年6月の「広報しらかわ」から毎号掲載をし、啓蒙に努めているところですが、単位老人クラブの総会や区民運動会の開会式等でも朗読されているところもあるようで、今後も広報掲載を続けると共に、色々な場面で目にしたり、耳にさせていただく機会を増やしていただけるような働きかけをしていきたいと考えております。

町民の歌については、防災無線設置の平成元年から、朝7時にメロディーを流

しており、平成26年4月からはパイプオルガンの音源に切り替えて流しております。以前の有線放送時代には歌詞が入ったものを流していたようですが、防災無線になってからはメロディーのみとなり現在に至っています。藤井議員からは、以前から誰もが口ずさめる町民の歌にすべきとの提言をいただいております。教育委員会では各学校で町民の歌に親しめる機会を増やしてもらうよう指導をし、徐々に浸透してきたところです。これからの白川町を支えていく子どもたちが、自分の住む白川町に誇りを持ち、愛着を深めてくれることは、非常に大切な事であり、引き続き学校での指導を続けていきたいと考えております。

記念式典での町民の歌の合唱については、今迄の記念式典においても、行ってきており、合併50周年の記念式典では、会場全員が参加しての合唱を行っております。60周年の記念式典においても、町民の歌の合唱は行いたいと思っておりますが、先般の第九の合唱団のような形ではなく、特別な練習はしなくても出席者全員が大きな声で歌えるように仕掛けていけないかと思っております。そのためにも、議員さんから提案がありました歌詞付きメロディーを防災無線で流すことは有効な手段だと思いますので、音源等を検討して出来るだけ早い時期に実現できないかと考えています。合併60周年を契機として、町民憲章や町民の歌が、町民にとっての心のよりどころとなるよう、また、「みんなでやろまいか」の出発点となるよう浸透を図っていきたく思いますのでよろしく願います。以上、藤井議員さんの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○ 議長 再質問。

はい。

○ 2番 ありがとうございます。そうして心がこう一つになっていくという、そういうのが特にこういう東北の震災があった時も同じですけども、やはりそういった心があって皆の絆ができたり、心が一つになって向かっていくという、そういう方向性だと思っておりますので、是非そうした60周年を機会にお願いしたいと思えますし、もう1つ、先ほども教育委員会のほうから各学校の方へ通達していただいて、その町民の歌を各小学校でも歌えるようにしていただいたというふうに思っております。

先般、今週の7日の、これは黒川中学校のことなんですけれども、仰げば尊しを卒業生が歌ってくれました。聞くところによると黒川中学校と佐見中であったというふうにお聞きしておりますが、式が終わってから参列した、我々もその中の一人なんですけれども、本当に今日は良かったねと参加者の方からも帰り際に声が聴かれました。やはりこの仰げば尊しというのは、ずっと我々も小さいころから歌って、大人の方もおそらく同じ気持ちだと思います。そういった形でその歌が歌われました。その時ちょうど私の横に瀬瀬教育長が座っておられまして、

瀬瀬教育長の顔を見たら、本当に涙を流しておられた様子を見て、なおその思いを深く思いました。こうした町民の歌もそうですし、この揚げば尊しも瀬瀬教育長から各学校長にお願いされたというようなこともお聞きしておりますので、ちょっとこの形とは違うかもしれませんが、瀬瀬教育長のコメントをいただければと思います。

○ 議 長 はい、回答いますか。

○ 2 番 はい。

○ 議 長 はい、教育長。

○ 教 育 長 今、お話いただきました卒業式の揚げば尊しについても、いろんな考え方がございまして、やるとかやらないとかありますけれども、私としては一つの人生の中で、一つの心の歌として持ち続けて、これからの将来頑張ってもらいたいという、そういった意味合いの中であの歌を位置づけていきたいと、こういうふうに考えております。ですから、今お話にありましたように、黒川中学校で歌ってくれたわけですが、この歌がですね、子ども達の心に何とか響いてほしいなあ、そしてこれからの将来頑張ってもらいたいなあという気持ちで思っております。ですから、そういったことも含めた歌の指導というのは、各学校でこれからも続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議 長 はい、いいですか。

○ 2 番 はい。

○ 議 長 2番 藤井宏之君の質問は終わります。

次に、8番 安江孝弘君。

(8番 安江孝弘君)

○ 8 番 ただいま議長から一般質問のお許しをいただきました。質問をさせていただきますが、それ前に、今朝も出掛けに家内から、議会へ行ってあんまりいらんことを喋ってはいかんという言葉いただき、なぜそういう言葉をいただいたかという、この間のうちかなり私の家に電話が入ってまいります。その話を聞いておったことだったと思いますけれども、議長に私、一言お願いを申し上げたい。質問の前に。それは、何を言うかという、私も昭和54年に初めての議会に当選をさせていただきます、今日まで続けさせていただいておる。これは町民のお蔭でございまして、今回の会期くらい大変嫌な思いをして議会に出なきゃならん、このことに非常に憤りを感じております。この議会そのものは、9人の代表は議長でございます。議長が議会を統率して、白川町民に正しいことを植え付けていく、そして議員ひとりひとりが背筋をピッと伸ばした、前を向いた素晴らしい議員になってほしいことをお願いをして、私の一般質問に入りたいと思います。

始めに白川町の第5次総合計画と28年度予算案の中からについて、質問をさせていただきます。白川町の町づくりの基本となる第5次総合計画を拝見いたしました。これは平成28年度から32年度までの後期基本計画であります。ふるさと創生の基本は、人口問題であります。白川町の人口は、この3月1日現在、8,869人となっております。この後期計画書では、平成32年の人口は7,600人程度と予測されております。想定を上回る人口の急速の減少を鑑み、私は一つの問題点として、この基本計画は各年度によって適合性や整合性を図り、安定した施策が要であると考えます。しかしながら、人口問題は今や日本の国難みたいなもので、全国的な傾向として認められておるわけでございます。一朝一夕に解決できる問題ではないと思います。つまり粛々と対応していくしか答えはでないかもしれません。

第4の項目として安全、安心、便利なまちづくりが策定してありますが、まず道路の問題です。白川町には、国道、県道、町道など面積が広いために、数多くの道路が交叉しております。これを担当するのが建設環境課であると思います。担当の内容は整備促進とか維持管理とかいうことでございますけれども、県道、町道は所によっては地域の人たちが維持管理をする場合もありますが、高齢化が進みなかなか手に負えない状態になっております。例えば例をあげますと、この河岐地内の本郷から島地内に抜ける町道でございます。皆さんご承知であろうと思いますが、今この道は、夜な夜なけもの道になり、道路の両サイドを掘り起した石ころだらけでございます。とても町道とは思えないものであり、車が通るにも大変でございます。今年度の予算を見ましても、町道の維持修繕管理費として若干の計上はされております。島線の維持は重機が必要かと思いますが、地域の人やるからといってほっておくわけにはいきませんが、是非町道に相応しい環境整備をしていただけないかお伺いをしたいと思います。

また、バス運行に関する諸問題について、役場企画課の方で自主運行バス対策案を検討中と伺っております。ある程度の専門的な知識が必要だと思います。路線バスはほとんど末期的な状況を来しておると思っております。濃飛バスとの共存共栄はもはや限界であると思いますが、高校のスクールバス運行を含めて、早急な対策を講じるべきであると思います。以上、第5次計画の中から質問させていただきましたが、各課長さん方にご答弁いただくわけでございますが、この質問の内容に書いてないことも、若干5次総の中から聞く場合もございしますが、ご答弁をいただきたいと思っております。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

始めに、副町長。

(副町長 佐藤滋君)

○ 副町長 それでは、安江議員さんの質問の内、前段の人口と後段の自主運行バス対策の質問について、私から答弁いたします。

人口については、安江議員のご指摘のとおり、日本の総人口は減少局面に突入しています。こうした中、国では、人口減少を少しでも克服し、あわせて地方創生を実現しようと、平成26年の11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。また同年12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定しております。また、翌年には県も「岐阜県人口ビジョン」を発表しております。本町では、こうした国・県の人口ビジョンの趣旨を尊重しまして、本町における人口の現状を分析し、目指すべき将来の方向性と将来展望を示すため、今年1月に「白川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定しました。

過日発表されました、平成27年の国勢調査の速報値によりますと、本町の人口は8,395人と前回、平成22年からの5年間で、人口が1,135人減少しております。本町の人口は、一貫して減少が続いておるといってございます。このまま推移しますと人口は2,040年、今から24年後でございますが、5,101人まで減少すると推計されておりますが、本町の人口ビジョンでは、人口の将来展望を2,040年に5,602人というふうに設定しました。将来的な町の総人口の減少は避けられない中、基礎自治体としての機能を維持し、また、地域の活力を向上させるため、今年1月に総合戦略を策定し、第5次総合計画との整合性を図るため基本計画の見直しを行いまして、「総合計画の後期基本計画」も策定をしたところでございます。今後は、この総合戦略と総合計画の後期計画に基づき各施策を実施し、効果検証、改善を行いながら施策を推進して参りたいと思っております。

次に、自主運行バス対策については、今年4月から予定をされております濃飛バスの減便を受けて、対応を図っておりますが、減便の通知を受けてからの期間が非常に短い、また町内の移動手段としての、他の公共交通体系が少ない本町においては、この4月までに減便される全てについて、対応を取ることは大変難しい状況であります。しかしながら、本町から通学する高校生の皆さんの平日の通学手段は最低限、確保する必要があるため、現在調整を進めており、新年度予算においてその必要経費を計上したところでございます。

町には、濃飛バスから減便の話が昨年11月にありました。このため、交通施策の専門家である名古屋大学大学院の加藤准教授の助言、指導を受けながら、今年1月に地域公共交通会議を立ち上げました。また、路線バスは東白川村との関わりが強いことから、新年度においては、共同でこの地域公共交通会議を運営をしていく予定としております。それぞれ、町村

の事情は異なりますが、公共交通対策としての町村の境界はないというふうに考えております。この新しい公共交通体系は、早急に作り上げることにはなかなか容易ではなく、ある程度の期間が必要であると考えておりますが、今後、東白川村とも協力し、利用者のご意見を十分取り入れながら、この地域に適した、より良いものを作っていきたいというふうに考えております。

濃飛バスは、昭和18年に白川口営業所が開設されて以来、70年余りにわたり本町の重要な交通機関として今日に至っております。今回、運転士不足という状況の中で、やむを得ず減便ということになりますが、この地域の交通対策は路線バスも含めた、新しい公共交通のあり方を検討する必要があり、できれば可能な限り運行をお願いできないかと考えております。以上、答弁といたしますが、道路関係の質問については、建設環境課長が答弁をいたします。

○ 議長 次に、建設環境課長。

(建設環境課長 今井俊君)

○ 建設環境課長 それでは、8番 安江議員さんのご質問の中の道路の維持管理についてお答えいたします。町道の維持管理では、日頃の道路パトロールによる点検、また道路利用者や住民の方からの異常事象の通報に応じて、職員による維持作業のほか、機械作業等が必要なものについては、業者の方へ作業を依頼し、安全な道路環境の保全に努めているところでございます。また、以前から沿線の除草や側溝の清掃などの維持作業について、自治会活動や地域住民の方々に応援を頂きながら、道路環境が保全されてきたところでもございます。町では、平成15年度に、こうした活動をさらに継続発展していくため、「白川町美しいまちづくり条例」を制定いたしました。これは、町民一人ひとりが美しい地域環境を守っていくという気概に燃えて、積極的な環境美化活動に参画していただくことを目的としています。この条例の制定を契機としまして、各地域で国道や県道の沿線、また隣接する河川を含めて、環境整備を目的とした団体が設立され、現在も積極的な活動を展開して頂いており、今後のさらなる広がり期待をするところでもございます。しかしながら、一方では議員から具体的な事例を挙げてご指摘頂きましたが、町内には、道路周辺に集落が無く、沿線の土地所有者の方の高齢化や不在地主であるために土地の保全管理が低下しているなど、道路環境に影響を及ぼしかねない状況も各所で散見されます。町道島線につきましては、通行に支障を及ぼす落石等の発生に応じて維持作業を行っていますが、今後、抜本的な改良工事の必要性など、町全体の道路整備計画の中で検討していきたいと考えております。こうした現状を少しでも改善するため、平成28年度から、道路の維持管理業務にお

きまして、迅速かつ円滑な管理体制とするため、道路管理・監視業務員2名を配置し、パトロールの強化と適切な維持管理業務を行うこととして提案させて頂いております。

国では、一昨年の道路法の改正によりまして、道路ストックであります橋梁・トンネル・標識等について5年毎の点検を義務化し、その点検結果に応じて必要な修繕計画を立て、道路管理者としての適切な施設管理を行うことを明確にいたしました。これにより、建設課予算も道路維持管理費に大きくシフトし、平成25年度の維持管理費の当初予算は約3千2百万円でありましたが、平成28年度の当初予算では、先ほどもお話がございましたけれども、その10倍にあたる約3億2千万円を計上しております。また、それに伴って道路新設改良費は、約2分の1へと縮小傾向にあります。町では、この修繕に係る事業費の財源確保のため、国の交付金制度を有効に活用しながら、法律に定められた手法に沿って、当面、これらを主体とした道路の維持管理を計画的に推進していくこととしております。この点につきましては、県管理の国道、また県道につきましても同様でございます。施設の老朽化、安全対策に必要な維持管理予算を優先的に確保していくとされております。道路管理者には道路上の安全を確保する義務がございますが、限られた財政状況の中で、今まで培われてきた住民の方々と行政が協働で道路環境を保全するこういった仕組みを大切にしながら、今後も地域の連帯感や道路の美化意識の向上につなげていけるよう、また道路管理者としての役割を十分に果たせるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上、安江議員さんの答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。
はい。
- 8番 今、副町長と課長から答弁をいただきました。例えば副町長の人口減の問題についての答弁がありましたし、また濃飛バス等の考え方も話をしていただきましたが、この人口問題というのは、非常に難しいということは分かっております。白川町でも、1年にお年寄りが2百2、30人亡くなっており、産まれる子ども達は30人、あるいは40人ぐらいだと思います。年間に200人前後は減っていくことは事実であり、それが4年間経てば何人減るかということになると、800人位減ってしまう。それが4、5年続くと大変なことなんです。だから人口は減っていくことはわかります。口ではせわないんです。言う事は。この人口をいかにして増やす計画はどうしたらいいかということ、私は聞きたいんですけども、なかなか執行部でも、それは結婚させて子供を産んでもらえば人口が増えると、それもわかります。そのことをいかにしてこの白川町でやっていくかということを考えてほしいし、またそのことを、どう近い将来、どのように人口を

増やすお考えをもってみえるのか、あるいは、いわゆる街の人たちをこの白川町へ、町営住宅を造ってただで貸して、そして将来的にはその家も提供するというぐらいの大胆な計画をして、そして街からも呼び、そして地元からも若い人たちに子供の養育費等々全部のその補助を出してですね、子どもをたくさん産んでいただくような政治政策を考えない限り、私は増えていかないと思うし、先般「保育園落ちた日本死ね」というような状況が、総理に直接的にデモが起きていることになってしまった。そういうきついことでやればできることもありますけれども、この田舎ではそういうわけにはいきません。だからそうしたことを、どのような考え方で人口を、それが嘘でもいい、町民にこうして増やしていきたいという1つのビジョンをお示しをいただければ有り難いと思います。

そして、次に濃飛バスだけではなくバスの件でございますが、これはですね、副町長が答弁されましたけれども、その通りだと思いますが、これは町長が濃飛バスの本社に行って陳情された時には、その時は聞いたかもしれませんが、近い将来的に濃飛バスは全部運行を停止すると、いわゆる引き上げてしまうということだったと思うんです。そうした時に、時間がかかるとではない、今からも明日から濃飛バスに変わる町営バスを走らせるぐらいのことを町で考えていたかんと、先ほど副町長が言われましたように、これから考えてなんて悠長な状況やないと思うんですね。現実には濃飛バスは、一番は駄目、何番は駄目、そして間引きをするというような形が見えとるわけですから、この点をしっかりとですね、政治の中、政策の中へ入れて、そして町長が町民にこうだということをはっきりと訴えてほしいなあと、そんでないと、町民も安定、その通学ができない、子どもがどうにもならないという状況になると、やっぱり川辺の比久見の辺へ行って家を造った方がいいなあとという形になってしまうと私は思うんです。それかといって、川辺でもそんだけ出ていっても人口が減っているわけです。だから白川町は、そういうことを考えて、田舎やけれどなかなか素晴らしい考えを持つとるなあとというようなことを、他所から羨まれるような政策を考え、できないかなあとそんなことを思うわけでございますので、これも一つ答弁をいただきたいと思えます。

それから道路についてでございますが、道路は県道、国道もございまして、町道もございまして、例えばですね、学校統合ができないというのは、佐見においても、黒川においても、県道の生活道路そのものの改良がないために、なかなか統合の問題が出ないことが事実なんです。それはそうだと思うんです。だから例えば黒川の問題、小畑からバイパスを作ると言っても橋を架けて道を造ろうとしたけれども、あのバイパスが町道へ移管されて橋も架からないまま道ができない、それも黒川には立派な県会議員もおられる、それでおって道がなぜできないか。こんな

ことでは県も予算をつけてくれないと私は思うんです。だからその辺のところをもう少し、県会議員にも働いていただかんと、自分の地元をこんなことでは、それかといって他所でどえらな仕事をしとるという話も聞いておりません。だからもうちょっと真面目に、真剣に政治をやっていただきたいなど、そんなことを私は考えますし、この町道の今、先ほど建設課長からいろいろ答弁していただいた訳でございますけれども、やはり政治の中で、政策の中で非常な不愉快な問題がある訳で、例えば美濃東部農免道路、白川町まだそのきっかけでこの下油井白山線なんか随分長い間通行止めをかけてやっていただいて、やっていただくから文句言っただけはいかんですけれども、そういう現実、それかといってその道路の郡上に通じていく美濃東部農免道路、山の中腹をトンネルを掘って本当に車の通らない所に金をかけて、そういうところも造る。しかし、256の佐見やとか、黒川の生活道路でさえなかなかできていかないというのが、非常にこの点について、何とかして政治の力でやってほしいなどそんなことを思う訳でございます。その点について今一度ご答弁をいただければ有り難いと思います。以上です。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 人口問題につきましては、先般お示しをいたしております「まち・ひと・しごと総合戦略」に掲げておりますので、今一度お調べを頂ければ有り難いというふうに思っております。

それから、先ほどの道路等の件につきましても、私ども鋭意努力はしておるわけでございますので、本当に県議も一生懸命やっておっていただけるというふうに思っております。そんなことを申し上げたいなというふうに思っておりますし、それから公共交通につきましては、先ほどの答弁の絡みもでございますので、副町長の方から答弁をさせていただきます。

○ 議 長 はい、副町長。

○ 副 町 長 今回、濃飛バスの方から減便の話があったということで、これを受けまして法定協議会、法律に定められた協議会として、地域公共交通会議というのを立ち上げたということです。その法律の定めによってその中で、この地域にとって望ましい公共交通のマスタープランづくりを行っていくということです。その為の協議会ということですので、それを作るのには少し時間がかかるということです。濃飛バスさんには、出来る限り運行をお願いしていくということです。先ほども震災のお話でしたが、東北の大震災の時に、大変被害を受けられましたけれども、1か月後に路線バスはもう動いておったと。地域の足として路線バスがいち早く動いたという、こういう実績もありまして、やっぱりその路線バスの必要性というのは見直されております。また、そのバスは大きなバスですので、被災をされた方の一時的な避難場所になったりとか、燃料があれば電気も暖房も

とれますので、それから無線がありますので情報の連絡をとったり、そういうことにも利用されたというか、そういう実績もあります。ですから、路線バスについての必要性というのは、今一度考える必要があると思います。平時から路線バスというのをやっぱり大事にしておくことが、災害が起きた時にそれが役に立つということですので、たとえ赤字であってもそういうことを考えると、必要なものは残していくということになると思います。しかし、この地域にどういう形で路線バスを残していくか、またそれを補完するためにどういう方法があるかというのは、今後一生懸命考えていきたいと思います。やっぱり地域の足は、地域の皆さんで作って、守って、育てていくということでございますので、是非よろしくお願いいたします。

○ 議 長 再々質問ありますか。

はい。

○ 8 番 答弁聞いておりますとですね、私は濃飛バスが撤退をしていくということを考えてものをしゃべっとるんです。現実に撤退すると思うんです。撤退してから路線バスをどうと、今、副町長の言ったことは当然必要なんです。必要なんですから撤退する前に、白川町はこうするんだというぐらいの計画を今から出したって、町民は喜ぶことがあったって、怒ることはないと思うんですね。それが撤退間近になってどうするこうする、そして大学の教授を連れてきてどうする、そんなことは白川町の幹部と町民で決めれば決まることなんです。私は何かね、学者的なことで考えてやろうとされることに、非常に憤りをもっとるんです。こんなことは、横家町長を中心にして、役場の執行部がしっかり定めていけば決まっていくことなんです。何も大学教授を連れてきて、乗ってきたら佐見の有本から千どんだけ取られた、そんなピントが外れたような話よりも、やっぱり職員がそういうことを考えて、白川町営バスをつくって、七宗も前からやっどる、その前からやっどる町営バスのことを私たちは笑っておったんですが、今、あそこはそのために濃飛バスがない、岐阜バスがなくても自然に動いておるということは、非常に素晴らしいと思うんですが、あの様にひとつ白川町も形を作っていただきたいなど、そんなことを早急にやっていただくことをお願いしておきたいと思います。

それから町道の問題について、課長からいろいろ言われましたが、昔はですね、昔のことを言うと笑うかもしれませんが、道路の町の修理工夫さんがみえて、あるいは佐見、蘇原、黒川と一人ずつみえた。その方が毎朝、毎朝職員のように、職員ですから出て、道路の悪い所、そして修繕して直してやっておられたが、今そういう人は何年も前からおられないんですが、そういうことが職員が点々舗装、穴が開いたと言って袋を持って飛んで行くよりも、そういう人を町で雇ってですね、各路線にお願いしてやっていく計画も必要ではないかと、私はこれから職員

も忙しくなってくるし、そういう人を直接的に頼んでやられた方がいいと思いますが、その点についてどんなお考えをもっておられるか、お聞きをしておきたいと思えます。その2点について今一度ご答弁いただきたいと思えます。

- 議 長 はい、副町長。
- 副 町 長 先ほどから何回も答弁しておりますが、この地域の為の公共交通の在り方を濃飛バスさん、路線バスというのも最初から排除して計画づくりをするのではなく、路線バスさんにも入ってもらいまして、他のタクシーさんとか、他の公共交通機関の方も一緒に入っていて、この地域に一番あった、この地域の望ましい形の公共交通の在り方を作っていくたいということです。最初から排除して、濃飛バスさんが撤退されるからそこは排除して作るということではなく、濃飛バスさんにも協力いただきながら検討していきたいということでございますので、お願いいたします。
- 議 長 はい、次、建設環境課長。
- 建設環境課長 はい、再々質問の方でいただきました町道の維持管理におきます体制を強化していくという中で、先ほども答弁をさせていただきましたが、平成28年度から道路管理業務を円滑に行うために、道路パトロールと、そしてまた監視、また軽微な作業を行っていただく方を、2名を配置して行うということを提案させていただいております。各地区へということではないわけでございますけれども、町全体を職員とこの2名の方を交えて適切な管理業務にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 はい、次の質問に移ってください。
- 8 番 答弁はおりませんが、今ご答弁いただいたことを着実にやっておくことをお願ひしておきます。

次に、2番目の質問をさせていただきます。元気を出せ白川町ということで、最近、新聞、テレビ、いわゆるメディアを見ておきますと、私の偏見かもしれませんが、近隣の自治体の登場が非常に多いように思えます。それに比べて我が白川町と申しますと、いささか消極的のように思うわけでございますが、それは例えば第5次総合計画書を各項目ごとに見ておきましても、前年の踏襲が圧倒的に多く、新規事業が25～6件で、全体のわずか7%ぐらいではないかと思えます。行政がらみの事業として、隣の八百津町では杉原千畝ブームにあやかって、各種イベントが繰り広げられ、ふるさと創生に大きな貢献をしておるようでございます。残念ながら白川町には現在、杉原千畝に匹敵するような媒体がありませんが、東白川ではあの猪や鹿の肉を使った料理を、東白川の道の駅で販売し、その効果をあげていると報道されております。

ここで町長にお伺いをいたします。あなたは一緒にやろまいか方式でこの近隣

の自治体のように、相応しい創生につながるができないかお伺いをしたいと思います。白川町には杉原さんはいませんが、猪や鹿はいます。鮎はおります。和良や長良川に先を越されていますが、味の良い逸品です。後は白川町を売り出すコピーライターがおれば、いくらでも広く宣伝ができると思いますが、町民の皆さんに知恵を借りて、そして宣伝をし、元気ある白川町を作るために、やはりこれは選挙で選ばれた我々議員であろうと自覚をいたしておりますけれど、何としても近隣の自治体に負けぬ体制で白川町の町づくりを慢心しなければいけないと思っておりますが、この点について質問がおかしいかもしれませんが、ご答弁をいただきたいと思っております。

○ 議 長 答弁を求めます。

町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それでは、安江議員さんの一般質問にお答えをさせていただきます。先般お示しをいたしました第5次総合計画における新規計画が少ないとのこと指摘でございますけれども、平成23年から32年までの10年間につきまして策定をいたしました第5次総合計画は、基本構想と基本計画で構成をされております。その具体的な施策として、実施計画を毎年度ごとに予算の策定と合わせて行っております。基本構想は10年間を見据えて定められた方針であり、今回内容の見直しは行っておりませんが、基本計画は5本の柱に沿って体系的に整理された施策があげられたものであります。前期5年間で見直しを行い、後半5年間の後期計画を策定することとされております。今回の後期基本計画につきましては、まち・ひと・しごと創生法による事業も盛り込んで策定しておりますが、あくまでも計画の見直しであり、当初計画の事業で引き続き取り組む必要のあるものは、前年の踏襲で行っているわけではなく、計画にあがっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

さて、本町のメディアの登場が少ないとのこと指摘でございますが、私も確かに情報発信力は低いと感じております。新聞掲載されております記事の内容にも、本町でも同じような事が行われておるにも関わらず、うまく外の方へ発信ができてないことを実感をいたしております。特にテレビや新聞といった媒体は、老若男女を問わず大勢の人の目にとまりやすく、日頃から報道関係の担当者とのコミュニケーションをとるように心がけ、取り上げていただくように努力する必要があると思っております。先日も地元の新聞社の支所を回りまして、月間の行事イベント等を情報をお流しするというようなそんなことを約束させていただいてきておるところでございます。また広報の担当部署はありますけれども、全町的な話題については積極的に報道機関等へ情報提供し、また、それぞれの所管における情報

については、その提供先を把握しておくなど、職員全員が町の広報マンであり、またセールスマンであるという意識でPRする必要もあるというふうに考えております。しかしながら、事務に多少の余裕がないと情報提供はなかなかできませんし、今後、事務事業のスクラップ化も行いながら、そういう方面への職員の力が注げるような体制作りが必要であると考えておるところでございます。

関市で有名になった「モネの池」や「五郎丸ポーズの仏像」なども以前から変わらずあったものですが、インターネットの口コミで広がり、名所となっています。テレビ中継されたことによるパン屋さんや洋菓子、あるいはあぶらが大人気になるというふうな、近隣町村にもメディアによる脚光を浴びたものが数多くございます。本町にも磨けば光る宝ものがあるかもしれませんし、磨くということの中には、うまく世間に広めるということも含まれていると考えますので、宝ものさがしの一環として進めていく必要があると思います。ただそうしたものが一過性だけではいけないので、リピーターとなっただけの、そのような本質自体がしっかりしたものであることを見極めながら、うまく売り込んでいくことが重要であると考えております。

地方創生とは、花火を打ち上げお祭りをやる様なものではございません。もっと地味な、しかも全住民がその意識を共有する必要があると思っております。また行政の大事な仕事に濟世救民という言葉があります。住民を経済的にも文化的にもそして精神的にも富ませるということです。つまりほっと一息、心癒される町づくりを目指しております。例えば観光においても障害のある方により多く来ていただくような、そうした障害者を特化したような観光施設の充実などどうでしょうか。バク買いツアーの方々よりそうした方々との交流を望みたいと思っております。なお質問中にありましたジビエ料理につきましても、町内でも多く提供しておるところはございます。野田郷だとかクオーレの里、またチャオでも販売しておりますけれども、ただこれに対するメディア対応というのが不十分であるということは認識をいたしておるところでございます。以上、安江議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

はい。

○ 8 番 今、町長から答弁をしていただきましたが、今一つですね、鹿、猪等については町長の答弁の通りだろうと思いますが、私はこれだけ鹿や猪が増えてどうにもならない、そして山や畑を荒らす、そして川には鮎がおる、そういうものを販売、出していくという、いわゆるピアチャーレでもそうでございますけれども、宣伝をする、計画をする、コピーライターというものがおらないために、良いものがあっても中々県外へ発信することができない、その発信源をいかにして作り上げ

るかというのが、この白川町の一番の根本でなかろうかと思うんです。そうしたことをやはり議員もさることながら、やっぱり町職員の皆さんで企画、そして今協力隊がおります。この人たちを利用するといっちはおかしいですけど、その方々にそういうものをしていただくような指導をしてですね、白川町を益々売り出していく。そしてこれだけお茶が、良い良いと言っていたお茶が、悪くなったお茶をですね、そういう状況でまた宣伝のし直しをして、益々白川茶が良くなっていくような、そして私が一つ注文つけたいのは、横家町長が前から一緒にやろまいかと、そして宝探しを宝を探して、皆さんどこかで宝を探されましたか。私は町長の頭の中の宝を、皆さんが借りてやれば、白川町はまだよくなると思う。町長も頭の中に宝をしまわないで全部出して、職員に大きくやってほしい。それだけ要望して私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 8番 安江孝弘君の質問を終わります。

次に、3番 服部圭子君。

(3番 服部圭子君)

○ 3番 議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。私はまず給食センターの調理、配送部分の民間委託について質問させていただきます。先に議会で行われました町長の提案説明の中で、給食センターについて書かれてありました。それを少し読み上げてみます。

議員の皆様と共に調査、研究を進め、検討委員会を立ち上げ関係者の意見集約を進めてまいりましたが、より安定的な給食の提供を進めるために、一部の作業を民間に委託するために準備を進めたいと考えているとありました。また、予算書の方では、給食センター委託業者選考委員報酬ということで予算が組んでありました。このことについて質問したいと思います。

まず、調査研究を進めてとありますが、議会では八百津町、七宗町、可児市の給食実施の視察を行ってきました。その後の調査研究というのは、これまで報告というものは受けておりませんが、どのような調査研究がされたかをお聞きしたいと思います。

次に、この民間委託には予算も、これは議会での議論の中での話ですが、民間委託した場合、八百津町ですとかの視察を調べた結果ですが、予算はより多くかかっております。調理員の報酬も外部の大手の給食をやるそういった外部委託の場合は、報酬も現在の調理員の方々の報酬よりも下がるという事は確実であると認識しております。今後、人口減となるその給食の人数が少なくなるという状況の中で、町外の大手の企業への委託というのは持続性、いざ小さくなって大手の企業ができなくなったという時にどうなるかということに疑問もあるなどの議員からの意見もあったと思います。また、検討委員会をもって進めるべきとなった

と認識しております。検討委員会では、説明し意見を聞いたという認識で、外部委託に対し合意をしていなかったのではないかと認識しています。議会での意見や条件について、どのような考えで外部委託を進めようとするのか、また検討委員会では、どのような検討をされたのかを質問いたします。

次に、第5次総合計画前半の中で、民間委託する町内事業体をつくることを支援するといった文言がありました。民間委託するとしても、今の働いてくださっている調理員さん達を中心にして、またはプラスして関係者の方々の、調理会社というものを創業する、そういったものの支援ということがここで言われていると思います。そういったことについては、どのように今までされてきた現状があるのか、それもお聞きしたいと思います。

最後ですね、私からの提案ですが、これは給食事情をよく知る関係者の方のお話です。白川町には楽集館という図書館がございます。この図書館事業を管理委託しているというなかたちに、給食の調理を委託する事業体をつくるということは、努力できることではないかと言われました。以前より私はこういった町内での事業体ができたらと漠然と考えていましたが、この話を聞き白川町には楽集館という民間委託事例があります。30年前に私は白川町に移住してきましたが、その時には図書館司書もいなく、地区には子供の図書館すらなかった時に、この地域公民館に文庫をお母さんたちで作ったことを思い出しました。その後、白川町の図書館活動は目覚ましく発展して、町村規模では先駆けた図書館のある町となりました。読書活動では全国的な評価をされる町となりました。この楽集館方式がこの白川町でやれたという、力があるこの白川町ですので、給食調理委託に応用してですね、現在の素晴らしい白川町の給食を町内の事業所で担っていく方式へと準備を進めていくことで、調理員さんの身分保障も、現在の報酬ですね、そういったものも確保しますし、それと地場産業が一つ起業されることとなります。そして小規模ならではの、より郷土と密着した給食や食育が進むこととなるのではないかと思います。このような提案について、考えも含め町長に答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長 質問が終わりました。

答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 嶋崎恒典君)

○ 教育課長 それでは、3番 服部議員のご質問にお答えします。議員には、昨年6月に給食センターの安全安心について一般質問をいただきまして、その答弁の中で、栄養管理や食材調達など、給食の根幹に係る部分については町が行い、調理業務と配送業務を民間に委託する予定であること、また関係者により検討委員会を立ち上げて進めていく予定ですと説明させていただきました。調査研究につきまして

は、提案説明のとおり、議員の皆様とともに八百津町などを視察し詳細な説明を受け、その後、議員協議会において意見交換を行ったということであり、そこで課題とされました「検討委員会」を立ち上げての意見集約と、町内業者の参入について協議を進めてきたということでもあります。検討委員会の件ですが、5月と6月の議員協議会におきましては、八百津町が参考となり進めると良いといった意見もございましたし、委員会を設けて町内業者の参入について検討すべきとの意見もございましたので、「学校給食民間委託検討委員会」を設置したところがございます。委員には学校長代表・PTA会長・PTA給食委員代表・保育園保護者会長・栄養士・調理員のほか食品衛生協会白川支部長に参加いただきまして、7月に開催した会議では、学校や保育園の役員会などにおいて民間委託についてご説明いただき、意見を集約して欲しい旨をお願いし、食品衛生協会さんには、町内の食品を扱う業者さんで請け負うことはできないかお願いをしたところです。11月に2回目の会議を開催し委員の皆さんからいただいた意見は、12月の議員協議会でご報告させていただいたとおりでございますけれども、委託による給食費の値上がりが心配であるとか、給食の質が落ちないようにして欲しい、アレルギー対応を今までどおりして欲しい、調理員の雇用条件が悪くならないようにしてほしい、こういったご意見がございましたが、民間委託に反対という意見はございませんでした。調理員さんの待遇などにつきましては、現状を維持することが前提であることを説明し、ご理解をいただきました。

町内業者の参入につきましては、給食数の多さや、時間的制約、不慮の事態における代行保証などの課題があり、簡単には受け入れられないとの意見でありました。準備期間を設けてとの説明をしましたが、難色を示されたところがございます。

起業支援の件につきましては、総合戦略において数値目標を掲げ、支援のための予算も計上しておりますけれども、給食の調理業務は子どもの命を預かる大変重要な業務であり、経験とノウハウを有することが求められるため、町が指導して進めるといった考えはもっておりません。

ご提案いただいた件ですけれども、調理部門を受けるということは、安全・安心・安定について責任を負っていただくということです。この責任には、異物混入や、ノロウィルスといったような事件、また不慮の事故に対しましては、代行保証により給食を停滞させないということになります。調理員の皆さんが、町の宝物である子どもたちの安全・安心で、他の町村より美味しい給食を作るためにどれだけ毎日努力されているか、給食に対する制約につきましては、ご提案の図書館との比較は出来ないものではないかと考えております。献立の作成や食材の調達といった給食の質の確保は町が行い、調理と配送について民間に委託しよう

とするものであり、食育や地場産食材の活用、また季節に応じた給食の提供等については、今までどおり取り組んでいくものであり、ご理解をお願いし答弁いたします。

○ 議長 再質問はありますか。

はい。

○ 3 番 今のお話は、この質問の内容についてお答えいただきました。ありがとうございます。いくつか、まず、調査、研究というのは私たちが知っていることで、終わっていたというふうに、今のご答弁で分かりました。何事も一つのことについて考えていく時に、しっかりとリサーチそういうことをやって物事を進めるということは、行政では当たり前のことだと思いますが、その点についてはリサーチ不足ではないかというふうに私は今認識させていただいております。

それで、パートさん達の身分保障についてなんです。勿論意見としてパートさん達の報酬をそれ以上下げないよといは言いますが、今八百津町の例でいきますと、そのような大手のところでは給料体系が大手の、その会社の給料体系であって、こちらの今の方たちの給料に合わせるということにはできない仕組みになっていると思います。で、八百津町の場合には、正職員が3人、4人と、配置されておりますので、そういった意味では規模がもっと現在よりも大きくなり、報酬の面では全体としては多くなると思いますが、今のパートさん達の給料が確保されるというのはできないのではないかと思います。ですので、そういった条件も本当に確保されるのかというのは、業者選定の時にはっきりと、どのようにしたらそのようなになるのかというのが見えませんので、それが大丈夫だというような答弁は疑問が残ります。

そしてですね、私が4番目に提案しました図書館のようにということについて、図書館とは違うんだというふうにおっしゃいました。ですが、例えばですね、検討委員会の中に食品衛生白川支部長さん達に準備期間を設けるので、何とか町内の事業を立ち上げてもらえないかというような努力をされたということで、それについてはきちっとやっておられるなということを認識しました。けれど、またちょっと図書館と比較するんですが、町内のそういった事業者の方々には図書館で言いますと、本屋さんですね、図書館をやってくれないかというようなことを求めているように感じます。ですので、今の営業されている方々の集まりであります食品衛生協会の方々だけに町内で事業体を設けてもらえないかというようなお願いについては、そうではなく私がここで提案しました今の調理員さん達を中心にして事業体を起こすということを進めていくことをチャレンジしていただきたい。そういう支援する、そういった事業体を作れなかったというのであれば、その時にはそういったですね、企業に委託を任せていくということをして仕方

がないというふうに思います。でも、今の検討委員会の中に調理士さんですとか、そういった方に具体的に、もしも皆さんでしかるべき人を探し、一つの調理部門組合ですとか、部門法人というものをつくっていくことをやってみないと、やっていくことについてはどう考えますかとか、そういったようなことは今までされてきたのか、そういうこともお聞きしたいですし、そういった方向へ、給食を都会の大企業に頼む前に、町内でのそういった調理部門をつくる努力ですね、つくる一歩をしてみて、その後どうしてもということなら、というふうにしていただきたいと思います。これについても答弁をお願いします。

そして最後に、PTAの方から経費削減のために、この大手民間企業にするんだというようなことを聞いたと言われまして、それならフルーツを削ってでもいいので、給食費の中身を減らして、何ですか、例えばですけど、そういうことをしてでもとにかく町内で給食が賄われるような方向にしてほしいというような気持ちを聞きました。私はどちらかというと、食を預かる女性達の話をお聞きすると、何でそんなことを名古屋とかの大きな会社に頼まなんのやと、自分の子どもの食事をどこかの外食産業の方に作ってもらうような、本当に胸の痛む気持ちがあるのも事実なんです。本当に白川町の給食というのは誇りなんです。白川町の人達の手で、白川町でずっと作られていた誇り、これを外部の大手の企業の人に調理を任せる、そんなことしんでもできるやないかっていう、本当に気持ちがあるんです。誇り、子ども達に安全な物を、町の宝である子どもってさっきおっしゃったんですけれども、この給食センターが今まで本当に大変な中やってこれている、この給食センターの営み自体が私は誇りであり宝物だと思います。これを、このリーダーを外部に委託することについては、とにかく到底納得がいかないという思いでいっぱいです。町内の皆さんで一つの事業を作るということについて、チャレンジをしていただくようお願いしたいということについても、質問しますのでお願いします。

○ 議長 答弁を求めます。教育課長。

○ 教育課長 まず1点目ですが、今回の民間委託につきましては、議会の昨年の視察からスタートした訳ではございません。前にも説明しましたが、昭和60年に文部科学省がパート職員の活用ですとか、民間委託、その後には国の行政改革推進におきまして、民間にできることは民間にやらせるといった方針が出されました。また、財務省が示す地方交付税の算定につきましては、学校給食の算定は民間委託を前提とした安価な数値で交付税を参入すると、そういったことがずっと示されてきたわけです。ですから本町では、行政改革大綱を作りまして、その中で職員削減と民間委託、この2つを掲げてできるところから順次進めてきたということでございます。ですから、以前から八百津町ですとか坂祝町を視察し、検討は

進めて参りました。議会に一昨年出したタイミングといたしましては、民間委託のタイミングとしましては正規の職員がございまして、その定年の時期、定年を迎える時期といったことで、議会に提案したものでございまして、決して思いつきで出したことではございませんので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

2つ目の調理員さんの条件の件ですけれども、これにつきましては、うちの方も業者さんとの話の中で、うちの方が条件を付してその条件にあった形での提案型、という事で進めて参りますので、うちが現在雇用しております臨時職員さんの雇用ですとか賃金については、それを条件に付すことによって受け入れていただけたところに出すということでございますので、それは守って進めるということで考えております。

それから3点目ですけれども、やはり給食というものは大量の食べ物を扱う仕事でありまして、何度も言いますけれども安全・安心・安定と、この確保を考える時に、やはり経験豊富なプロを教育委員会としては求めております。ですから創業支援を教育委員会としてするという考えは持っていないということを申し上げたところです。やはり長い経験によって培われました食品に関わる専門性ですとか、特に先ほども言いました安全・安心、これについては絶対条件として求めますし、また安定性の面におきましては、代行保障といったことについてもお願いすることになりますので、そういった方の参入をお願いするという事で、これにつきましては町内の業者の参入を拒んでいるわけではありませんけれども、そういった食品衛生に関わってきた方々が手を挙げていただければ、それも選択肢の一つであるというふうに考えておるということでもあります。

それから検討委員会の中でですね、町が経費削減を更に求めてやるといった説明をした覚えはございません。町は今までに正規の職員から臨時職員にということで、経費の削減をずっと進めて参りました。その結果、現在ほとんどが臨時職員さんだけになっておるわけですけれども、この状態ということが基本的には不安定な状態であるというふうに僕は考えております。やはり今後、ベテランさんが中堅を育て、順次次へ送っていくためには、一定の人事管理もできるそういった指導のできるノウハウを持った業者さんにやっていただけたことが望ましいということで、町が今まで行ってきた経費削減の上に、更にこれに輪をかけてまた削減しようという考えではなく、今のままの不安定な状態を解消するためには、今まで進めてきた行政改革に反して、正規の職員を雇用するとか、民間委託するとかそういった選択肢はございますが、いずれにしても現状よりは経費が嵩むことは有りうるなということは考えております。何回も言いましたが、現在の臨時職員だけの状態というこの不安定な状態の解消、それから今後少子化によって給

食数の減少も出てまいりますので、そういった場合に柔軟に対応ができるということ、また労務管理ですとか人材育成といった業者のノウハウの活用やリーダーの育成と、こういったことを考えて進めようと思っているところでございますのでご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議 長 はい、再々質問。

○ 3 番 昭和60年から検討されてきたということですが、昭和60年といいますと随分前の話です。民間委託にするということについては、私は現状、専門職の方が一人でほとんど担っているということで無理もありますし、民間委託とするということについてはやむを得ないだろうなというふうな見識を持っております。それについてはお願ひします。ですが、細かいことですが代行保障ということがよく言われるんですが、いざという時に名古屋でお弁当を作ってそれを持ってきてくれるというような、今まで過去にそういった時にはどうしてきたかという、家でお弁当とか家に帰すとかそういったことで対応して、白川町の現実からするとそういった代行保障をしてくれるということが大きなメリットということではないというふうに思ひます。その時は家に帰らせればいいし、また炊き出しですとか何かそういうことがあれば、それは災害の時には知恵を働かせてやるわけで、ここがそんな災害にある時には名古屋もきっと災害だろうというぐらいに思ひまして、これについてもそれほどの、今までの現実からみて代行保障があるから大手の企業がいいんではないかというようなことについては、それほどの大きなメリットではないんではないかと思ひました。

そして最後ですけど、創業支援する気はないということですが、現在、やっぱり安心・安全については本当に確保されているというふうに勿論認識できると思ひます。それは課長さんもそうだと思ひます。今、地方創生の時代ということで、私たちは一緒になって町を作っていこうという時になっています。教育課では創業支援と言うのはできないと思ひますが、これは町長さんに質問させていただきたいんですけども、やはり白川町の誇りである給食センターの調理部門を担うグループというか法人というか、私も詳しいことはわかりませんが、そういったことをまずはチャレンジしていただくというのを、町長の高いところから一歩進めていただくことを前提にした民間委託というふうにしていただきたいと思います。ということを思ひますので、前向きな検討をするというようなご答弁をいただければありがたいですが、お願ひします。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 実はこの前、佐見の256の今度バイパスが通るところに、佐見の給食センターがかつてあったわけですが、あれが合併をいたしましてもう十数年になるわけですが、その当時、昭和60年は私が生まれてちょっと経った時

ですので、あまり記憶にはないですが、そんな中で佐見を、黒川を、それからそこへ集めた時のあの検討のいろいろな状況を思い出しました。大変不安もあったわけですが、今集めておいてよかったなあという思いをいたしているところがございます。

それから、そんなことも思いまして、民間委託という件につきましては理想とできれば地元の人でやっていただきたいというのが私どもの思いでもございます。まだいつから今後1年かけまして、そんなことも視野にいれながら進めて参りたいと思いますし、給食の単価を見ておりまして1食を何円と、1円単位で計算しながら食材をどう使うかというような、本当にすごい努力をされておりますことは皆さんご承知のとおりでございますけれども、そんな中で町内の安心な野菜等も使っていきたいということは、これも全てそういう思いでございます。そうしたものを踏まえた中で、民間委託ができればというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○ 議 長 次の質問に移ってください。

○ 3 番 それでは2番目の質問をさせていただきます。

平成25年にお生まれになった出生数が20人台になっております。その事態においても現在のような特色ある小規模教育をより向上させるというために、ここは学校区の再編のための検討委員会を立ち上げる必要があるのではないかという事について質問をさせていただきます。

来年度から5次総合計画の実施年となり、5年間の町づくりが策定されました。その中で小中学校の適正配置について、統廃合も視野に入れた検討を行いますとあります。教育長は、その検討を行いますという事について、28年度末までに学校運営協議会を5学区で立ち上げるよう指導され、公的な協議会の場で学校の統廃合についてもその必要性について意見を集約していくよう指導するというお考えで、地域でどう統廃合を考えるかの、地域での合意を教育委員会にあげてほしいというようなお考えを示しておられます。このような認識でよいでしょうか。これを簡単にご答弁願います。

次にですね、国政調査の数値が公表されました。白川町の人口は5年間に1,100人の減少をしてきました。年間に220人の減少がおきております。この現象は更に加速度を増すことが予想されます。この人口減少社会は、白川町では早く起こっており、地方創生戦略でも少しでもこの加速度を緩やかにしよう計画策定されてきました。そんな中、白川町では25年度の出生数が28名になり、しかしその次の年は41名、大体50人前後で進んできてたんですが、この25年には28人になり、次は41人、そして今年度、現在聞きましたら30人と伺っております。とても生まれてくる子が少なくなっている、このことでとても心

を悩ませているのが若年の子育て世代の方々です。同級生がいないクラスも出てきます。白川町全体で合わせても20人台という児童の現実が起きております。現在は複式となっておりますが、小規模校のメリットが大いに生かされて人数が少ないからというデメリットもICT教育や教員の加配など、教育委員会のたゆまぬ努力で白川町の教育は町外からも大変な評価をいただいていることは、町民の一人として充分評価、また感謝するところでございます。本当にありがとうございます。現在の児童生徒の保護者たちのほとんどが、白川町の今の教育にほぼ満足され、悩みや不登校などに対しても、出来る限りの努力をされて対応されていることと認識しております。

しかし、24年までは年間50人前後だった出生数が、25年度では28名、26年度は41名、この27年度は30名となりました。1学年30名前後となり、1クラスは、5つの学校で割りますと小学校では5名を割ることになります。これでは複式にして20名前後だったのが、複式でも10人を割ってくるという状態がおこってきます。また、この子達が中学校になっていくと、その時には全校でも15人、10人といった状況になりますので、せめて30人台が推移してくればいいんですが、こればかりは今の日本全体の現状ですから、受け入れなくてはなりません。この一人一人の子が成長するために、私たちはこの子たちの友達、クラス、学ぶ環境を責任をもって作っていかなくてはいけないと思っております。

この各学校5人以下の人数になることで、友達や仲間の少ない、または居ない学年が生まれます。より多くの経験や出会い、友達、仲間で成長する時期に、少人数、小規模教育さえそのメリットが発揮しにくい事態となることは予想されると考えるのは私だけでしょうか。現に、今年1歳になった子供さんを持つお母さんが、子どもを友達や仲間のいる学校で学ばせたいと思い、どうかこの子ども達の人数が激減している子ども世代を持つ親の感じ方、意見を聴いてくださいと、切なる願いを要望書として教育長、議会に220名以上の方の署名を付けて要望されました。この急激な、未だ経験したことのない状況が保育園にはあと2年後に迫る、小学校には3年後に来るといったお母さん、お父さん達の思いがこの要望書の中には込められています。教育長さんは、統廃合が少子化による学校経営の財政圧迫や、少子化への対処療法的な学校編成は間違っているとおっしゃっていました。つまり人数が少なくなったからお金がかかるから、だから編成を考えようという理由ではないんだということをおっしゃっておられました。私もこの学区編成の意味というのを調べてみましたら、やはり教育長さんの言われるとおり財政が足らなくなるからとか、人数が減るからとか、そういうような考えで学区編成を考えるのはいけないというふうに思います。そういう理由からでは

なく、今この白川町の大変素晴らしい小規模教育の水準を維持向上させるためにも、学区編成の検討を早く進めなくてはならないと思います。25年からの出生数激減の対応のためにも、子ども達をお友達と一緒に学ぶ環境にしてあげるために早く進めることについて、お力を出していただけるかを質問したいと思います。

さて、教育長さんのお考えでは先に一番目のところで質問しましたとおり、運営協議会で意見集約し、そこで検討すべきとなった後、統合するかを検討するといったお考えと認識しておりますが、この運営協議会というものは、文科省の学校運営協議会制度に基づいたものです。この運営協議会は、白川町では28年度末までに作るという予定になっております。新しい組織です。学校評議員制度をより地域に根差したものにするというのがこの学校運営協議会です。その目的は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5、第1項に定められております「当該指定学校の運営に関して教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画及び連携の強化を推進することにより、学校及び地域住民などの信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする」とあります。ここでは、現児童生徒の教育についての運営を考えるのが目的で、私が先ほどから言っております25年生まれの子ども達、そのような人口が減ってきているところにとって統廃合について、学区編成について検討することになるというふうには非常に考えにくいわけです。どの文章を見ても。統廃合検討を、どのようにこの運営協議会で進めるというお考えなのか質問いたします。一部の中には教育委員会の必要とするというような文言も入っておりますので、そういったところにきちっと出していくおつもりなのか、そういったことを質問したいと思います。

またですね、この運営協議会というのがどうもそういったもの考えるほどの枠ではないなあということを感じまして、運営協議会というものを制定することはこれまでの評議員制度をより地域一体となる点では素晴らしいことだと思いますし、運営協議会を立ち上げていくことについては大賛成しているものがございます。しかし、こと統廃合問題、学区編成の見直しについては、この運営協議会だけでは3年、5年後に間に合うとは、または10年後でも間に合うとは考えにくいわけです。何らかの対応が始まるように学校区の再編については、具体的にしてあげることが私たちの責務ではないかと思っております。統廃合、学区の編成というのは、1学校区だけの問題ではありません。通学範囲、学区の編成、地域の事情、様々なことを検討しなくてはなりません。研究と調査のうえ、案を作り、町民のコンセンサスを充分行っていかなくてはならないのは承知のことだと思います。そこで、この検討するというのを、この運営協議会では十分でない、この枠の中には入らないのではないかという前提でこの検討するということ

を実効性のあるものにするためにも、全国ではどのようなプロセスでされているのかなというのを調べてみました。資料をいくつか添付させていただきましたが、例えば他の市町村では、地元主導の学校編成を考える会、小学校統合検討委員会、または統合検討委員会といった委員会を作って教育委員会に答申をしてもらおうようにしています。また、教育委員会が町民アンケートを取り、それを基に計画を作って住民に図っていく、それからコンセンサスをとっていく、といったものもあるようです。いずれにしても、検討する組織をつくって検討を、統合するののかしないのか、どういうふうにするののかしないのか、そういったことの検討を進めていかなくては、実行または実行しないということを進める会議、組織を作らなくてはいけないと思います。このような実効性のある委員会をつくり、検討を始めて25年以降に生まれた子供さん達の親さん達の不安や信頼に応えたいのは誰もが思っていることではないでしょうか。このような町一体となった委員会を運営協議会の他に作ることにについて、ご検討くださることを提案し、質問をさせていただきます。

○ 議 長 答弁を求めます。

教育長。

(教育長 瀬瀬政昭君)

○ 教 育 長 それでは服部議員の質問にお答えします。まず1つ目の質問で、地域との合意形成の必要性についての認識についてですが、議員の認識の通りで私は結構だと思っております。これは平成26年3月の鈴木議員の質問に対して答弁しましたように、地域のコンセンサスづくりの必要性を考え、その仕組みとして、教育委員会規則で、学校運営協議会制度の導入を決定しました。その協議会を通して、地域の様々な教育課題を話し合い、地域の合意形成を図っていきたいと考えております。必要であれば、統廃合問題も、その一つに加えていただきたいと思います。

2つ目の質問ですが、白川町の教育について高い評価をいただきまして、誠にありがとうございます。小規模校の、教育水準を維持向上のために、学区再編の検討をということについてのご質問ですが、小規模な学校であったとしても、教育の水準を維持し、向上させていく責任は教育委員会にあります。そういう意味合いから、地域の人々の学校教育に対する理解と協力は、欠かせない必要条件です。学校運営協議会はそういった意味において、重要な役割を果たす組織になります。しかし、議員が主張されます小規模校での、教育の水準を維持向上させるために、学区再編を早く進めなければならないという考えに対しては、意見を異にします。教育水準の維持向上が即、学区再編の検討の必要条件であるとは思っておりません。教育水準の維持向上は、児童生徒数の多い少ないではなく、教育

の質に関わるものであると考えております。友達が少ないという現状はありますが、同年齢での友達が少ないというのであって、一歩社会に出ますと年齢に関係なく友達というのは存在しています。学校では、異年齢の人間関係の構築に向けた取組を行っております。また、本年度からスタートしました、複数の学校が集合して行う集合学習で、他校との交流による友達関係づくりも行っております。白川町において、小規模校の教育水準を維持向上させるために、現体制を維持しつつ、小規模校のメリットを最大限に活かし、デメリットを改善する取組を行っております。その取組を国も認め、白川町には岐阜県内でも、受託している町村が少ない、文部科学省の指定事業を4つ受けております。一つは、インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業、二つ目は、発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援事業、三つ目は、少子化・人口減少に対応した学校教育推進事業（小規模校を存続させる場合の教育活動の高度化）、四つ目は、人口減少社会におけるICTの活用による教育の維持向上に係る実証事業、これらの国の事業は、全国でそれぞれ十カ所程度が選ばれて指定される事業です。その指定される町村の数は極めて少ないのですが、本町は4つの事業を受託しています。小規模校における教育の質の維持向上に向けた国の事業を、これほど受託している町村は少ないと思っております。事業費を国からいただきながら、大学関係機関などの専門家を招聘するなどして、教育の維持向上を図っているわけでございます。児童生徒の数の問題ではなく、教育の質を問題にしていきたいと考えております。

3つ目は学校運営協議会の文部科学省の考え方は、統廃合に馴染まないのではないかというご質問ですが、学校運営協議会は、統廃合だけを前提としたものではありませんが、統廃合問題を議論することになっても、何ら問題はありませんし、議員が主張されますように、積極的に議論されますよう、教育委員会としても、関係する情報の提供を行っていききたいと思っております。ぜひ、それぞれの地域において、議論の場にしていただきたいという考えを持っております。

それから4つ目の質問ですけれど、学校運営協議会の他に委員会をつくることはあるのかというようなご質問ですが、町としては総合計画にありますように、現体制を維持しつつ、28年度以降の後半期には、諸般の事情で見直しをすることは可とすると示しました。繰り返しになりますが、その計画にしたがって、27年度に見直す仕組みとして、学校運営協議会を、教育委員会規則で制度化しました。これを活用して、地域のコンセンサスづくりを組織的にお願いしたいと思っております。町として、現体制を維持しつつ見直しをするための組織を作りましたので、議員が主張されている、統廃合問題に対する第三者委員会なるものを、現段階で教育委員会としてつくるという考えはもっておりません。以上、議員の

質問に対するお答えとさせていただきます。

- 議 長 再質問はありますか。
1 1分までですので、手短に、簡潔にお願いします。
- 3 番 まず、2点に絞って質問したいと思います。とてもここで大事なところを1点、お友達、同級生、皆さんは何人同級生がおられますか。80人とか、30人とか、そういった同級生のいる方が今ここにいると思います。でも今回生まれた子供は一人も同級生がいないんですね。3人しかいない。例えば女の子で、男の子が1人そんなクラスもあります。で、この白川町が学校再編成をするその小さな2人しかいない子ども達を5地区で2人ずつ教育していくということは、これは子ども達にとって、何で一緒に学ばせてくれないのって言った時に、どう答えられるのでしょうか。私はこの同級生がいない人生を、離島でね、どうしても仕方ないよっていうんだったら仕方ないよって言ってあげれます。でも、教育は教師だけ、教育委員会だけ、学校だけで支えているものではありません。毎日お友達がいる、だから子ども達は行くんです。その同級生をつくってあげることは白川町では不可能なんではないでしょうか。離島ならわかりますよ、でもここでは可能なんです。そして今、この同級生がいない学年の子たちの若年層の子たちが、小学校に入ると同時にじゃあ引っ越そうか、中学校になったら引っ越そうか、現に今でもですね、美濃加茂中学校に通いにこちらを去ってしまう、そういった人口減少問題と大きく関わっているんです。ですので、実効性のある考え直しをしてあげることが、この大事をするのが私たちの責任であると思います。このお友達、同級生がいない中でのたくさんのインクルーシブ教育とか、発達障害とか、小規模校教育とかってというのが成り立たなくなるのが、私は教育長がいくら成り立つとおっしゃってもそんなふうな認識には至らないのであります。お友達や同級生をつくるために私たちは努力をしたいというふうに思いますので、そのことについて今一度教育内容だけではなく、視点を持って考え直して、考え直してというか加えて皆さんの子ども達、それからお母さんたちの思いを代わってお伝えしたいと思います。そして運営協議会というものに、統廃合問題を議論するように必要であればというようにご答弁を頂いたと思います。つまり、必要であればならば、ない場合には統廃合問題についてはこの中では議論されない、そしてこの学校運営協議会というのは大体年3回ぐらいを予定されています。そして主たる方々は校長先生ですね、校長先生がその学校についての運営を公表して、それに対してどうですかというのが中心的であって、佐見でも実はこの学校運営協議会は立ち上がろうとしております。その時に地元では考える会というのが元々ありまして、これは子ども達の教育をいろんな面で考えていこうという母体であります。素晴らしい会議なんですけれども、でもじゃあこの会議を持ってきた目的がこの運営協議会の

中で果たされるんですかということを確認しましたら、やっぱりそこはこの中心的なものではない、そういうことを現校長が統合問題を議論の場に出すということは、全く立場上できるものではないというようなふうに、私は伺いました。で、私はこの協議会の法律的な目的等についても見ましたが、どう考えてもこの全体の白川町の統廃合についての議論する場になるとは思えないんですね。教育長は、もしその中にきちんとコンセンサスをとるために統廃合問題を議論するように、もうその協議会の中に議論するということをはっきりと明記して、指導されるということ、もししないのであればそういう統廃合についての検討するということの実効性が全く見えてこないものでありまして、このような今の現状について、町長、答弁をお願いします。

- 議 長 始めに教育長。
- 教 育 長 まず、学校運営協議会については、統廃合が話題になるかならないかということなんですが、地域にとって統廃合は必要ないと言う地域は議論になりません。ですからボトムアップ的に必要なそういう環境の中であれば、この運営協議会で十分議論できる場であるという認識です。ですから地域によっては、全部が全部統廃合するというようなそういった所であればそういう議論になりますけれど、そこら辺については、これから話し合いが地域の中で始まっていくというふうにして私たちは捉えております。そして統廃合問題は、学校運営協議会に馴染まないというようなご意見ですけれど、現に文科省が示しておりますこの資料の中で、岐阜市の今日町小学校と金華小学校は学校運営協議会において具体的な動きを作ってきたという事例を文部科学省が示しております。ですから全く、これは統廃合問題と関係ない組織になっていくという認識は、これは私は間違っていると思います。ですから地域の中でどういう声があって、賛成もあれば反対もある、それらについてそれぞれの地域で議論していただきながら、そしてある程度コンセンサスを得た段階でそれは教育委員会の方に話をさせていただいて、そして最終的に協議会も含めてですね、教育総合会議というのができましたので、そこで町長を含めて議論をして結論を出していくと、こういう段取りですので、早急にやることだけは避けていきたいと、こういうふうに考えております。以上です。
- 議 長 はい、町長。
- 町 長 ただ今教育長が答弁いたしましたことと基本的には同じでございますが、ただそういうご意見ということは十分吸い上げてはいかなければいけない事項だというふうに思っております。当然反対の人もありますし、賛成の人もございますので、そういった意見を聞ける場を設けていく必要は感じております。
- 議 長 3番 服部圭子君の質問を終わります。
以上で一般質問を終り、暫時休憩します。（午後12時11分）

- 議 長 再開します。(午後12時12分)
- ◇日程第3 議第1号 平成28年度白川町一般会計予算
議第2号 平成28年度白川町国民健康保険特別会計予算
議第3号 平成28年度白川町簡易水道特別会計予算
議第4号 平成28年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算
議第5号 平成28年度白川町介護保険特別会計予算
議第6号 平成28年度白川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議 長 日程第3 議第1号「平成28年度白川町一般会計予算」、議第2号「平成28年度白川町国民健康保険特別会計予算」、議第3号「平成28年度白川町簡易水道特別会計予算」、議第4号「平成28年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算」、議第5号「平成28年度白川町介護保険特別会計予算」、議第6号「平成28年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」、以上6件を一括議題といたします。
- 議 長 お諮りします。
本件については、議案の補足説明を省略し、直ちに予算審査特別委員会に付託し審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会に付託することに決しました。
- 議 長 お諮りします。
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、特別委員会審査を3月16日までに終わるよう期限を付したいと思っております。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、審査期限は3月16日までとすることに決しました。
- 議 長 お諮りします。
本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することと決しました。
- 議 長 お諮りします。
12日、13日は土曜日及び日曜日のため、14日から16日は委員会審査のため、17日は議事の都合のため、白川町議会規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。よって、12日から17日までの6日間は、休会することに決しました。
- 議長 ただいま決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、明日12日から17日までは休会となります。したがって、3月18日午後3時から本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。
どうもご苦労さまでした。

(午後12時14分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議員

議員